

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成23年度 第4回高松市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成24年2月24日(金) 15時30分～16時30分
開催場所	高松市役所 4階 会議室
議 題	(1)国民健康保険料の見直しについて(報告) (2)諮問事項 平成24年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	公益代表委員(山下隆資,八十川芳子) 保険医・保険薬剤師代表委員(曾我部輝久,穴吹昇三,稲本匡章) 被保険者代表委員(上砂正義,小野美津子,藤村利江子,森山敏子) 被用者保険等保険者代表委員(門田幸保,高木和彦)
傍 聴 者	0 人 (定員 5 人)
担当課および 連絡先	国保・高齢者医療課管理係 839-2311

### 協議経過および協議結果

- (1) 国民健康保険料の見直しについて(報告)  
国民健康保険料見直しの内容および市民への周知状況等を報告  
市民からの意見等を紹介
- (2) 諮問事項 平成24年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について  
平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について、事務局から内容について説明  
(平成24年度は、保険料を引き上げることになるが、更なる財政健全化に努め、医療費の適正化、保険事業推進等を継続的に実施し、広報活動にも力を入れて市民の理解を得る等)  
諮問事項については、原案どおり承認が決定され、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申するものであるが、答申文の調整および答申については、会長に一任されることに決定する。
- (3) その他  
出席委員が14名中11名で半数以上に達しているので、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会議が成立していることを報告。

#### 【協議等】

##### 議題(1) 国民健康保険料の見直しについての報告

事務局から報告後、今回の保険料見直しについての市民への周知状況を説明  
続いて、保険料見直しについての市民からの意見等を紹介  
(山下会長)

市民の意見は、代表的な意見でもあるので、今後は、広報活動を通じて市民の皆さんにできるだけ理解してもらうよう、市としても努力をして欲しい。

##### 議題(2) 諮問事項 平成24年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について (穴吹委員)

歳出を抑制する方法について、歯科医師会の調査では、自分の歯で噛める人と入れ歯がないと噛めない人の医療費を比較すると、1年間で10万円の差がある。入れ歯がないと噛めない方が減少すれば、かなりの医療費が削減される。もう一点は、新聞でタバコが原因で亡くなる喫煙死の方が、年間13万人もいるとの記事が掲載されており、全国で13万人という数字を考えると、高松市でもかなりの人数が見込まれるため、一人でもそういう方が減るような指導、施

策を願いたい。

(大嶋部長)

基本方針(案)の重点項目の中でも掲げているが、本市でも無料歯科検診を実施する等、特定検診、がん検診の受診率を上げるよう努力している。

(森山委員)

若い人や子供達に保険や年金のありがたさを伝える教育的な場があれば、広報活動のひとつとして良い機会になるのではないか。

(八十川委員)

今回の保険料を上げることは、やむを得ないが、健康で病院に通っていない人達にとっては、腹立だしい気持ちもある。一般的に医療費の自己負担額は3割だが、これを4割にして、保険料を上げないようにできないのか。

(山下会長)

健康で長期間病院に通ってない人達にとっては、今回の保険料の値上げについて納得いかない気持ちがあると私も理解している。

(小野委員)

自己負担額は、年齢によって異なるが、無料となる制度も年齢によって行われているのか。それとも収入の額に応じて行われているのか。

(山下会長)

年齢によって実施されている。

(小野委員)

高額所得者もいるので、年齢によってではなく、1割負担とか2割負担といった一定の割合にはできないのか。

(山下会長)

自己負担額を一律にしたいということか。

(小野委員)

若い人や元気な人は、3割負担とかの一律にできたら良いのだが。

(上砂委員)

年齢によっても所得の多い人は、3割負担となっている。

(小野委員)

年齢に応じて負担割合を決定していることも、医療費の増大に影響している要因があるのではないか。

保健事業活動の推進ということをお願いしたいことがある。現在、地域包括支援センターの活動がブロック毎であり、コミュニティセンターの行事等で要請しなければ、保健師が来てくれないようであり、高齢者の相談日を設ける等、地域の住民と密接した支援方法を考えて欲しい。

(矢敷センター長)

地域包括支援センターと保健センターの保健師を概ね中学校区に一箇所に配置する方法をとっているが、地域包括支援センターの保健師は、虚弱な高齢者のお世話を支援し、保健センターの保健師は、赤ちゃんから元気な高齢者の健康づくりを支援して、同じ建物の中に配置することで一体的な活動になるよう努力している。

地域包括支援センターは、介護予防のための個々の支援プログラムが必要とされる関係で、個別の対応となっているが、元気な高齢者は、保健センターの保健師が担当し、以前は保健ステーションやコミュニティセンターで活動していたが、高齢者が集まらないこともあり、こちらから出向いて、地域の集会場など、高齢者の身近な場所で介護予防や認知症予防といった活動を実施している。

現在は、啓発活動で終わらないように4ヶ月から1年間で事業を実施し、知識を得るだけでなく、学んだことを継続して実践できるよう、また、自主化につながるよう、また、自主化したあとも活動できるよう支援する方法に変更しているところである。今後も地域に根ざした支援活動が継続的に続けられるよう、地域包括支援センターと協力して、このような支援方法を全市に広げたいと考えている。

また、育児に不安がある母親を支援したり、虐待のおそれのある子供やその母親を支援することも重要で、地域の子供たちが元気であることが、その地域の元気にも繋がると考えている。どうして保健師がコミュニティセンターに頻繁に顔を出してくれないのかといった不満の声もあると思うが、現在、母子保健にも力を入れていることや手法を変えている時期なので、ご理解をいただきたい。

(小野委員)

私のまわりでも、保健委員会などに団体を通して申請し、出前講座的な活動を行ったり、地区によっては、保健師の定例会で講座を設けたりしているが、それは保健委員会などを主体とした広報活動が多いので、地域の住民が直接知り得るような広報活動を行って欲しい。

(山下会長)

単なる広報活動だけでなく、その手法は重要である。

(片山課長)

病院にかかった場合の自己負担の割合は、75歳以上の後期高齢者は1割負担となっているが、その年齢でも現役なみに所得がある方は、3割負担となっている。

一方、国民健康保険に加入している70歳～74歳の高齢受給者証保持者は、現在の法律では2割負担となっているが、毎年国で協議され、後期高齢者医療制度が設立された平成20年度以降からは、1割負担となっており、平成24年度も1割負担となるようである。

また、70歳～74歳の所得の多い方は、3割負担、中学生以上70歳未満の方も3割負担としているが、小学校に入学するまでの乳幼児については、法律上2割負担のところ、本市における単独事業として無料としている。来年度は、その事業を拡大する意味で中学生になるまでの間、入院医療費を無料とする案を3月議会に提出する予定である。

負担割合は、国からの指示があるため、単独では決められないことを理解いただきたい。

(大嶋部長)

負担割合は、国が決定するため本市では決められないが、国民健康保険料を改定する影響もあり、乳幼児医療について新しい制度を検討した結果、小学校を卒業するまでの児童を対象として入院医療費を無料とする条例改正案を議会に提出する予定である。それが承認されると、償還方式で8月の入院診療費から無料となる。

(山下会長)

市も努力されているが、他に何か意見はあるか。

(小野委員)

市民から国民健康保険の赤字対策や保険料について問い合わせがあると思うが、今後改定する際は、行政として、より公平感を持たせた負担割合になるよう検討して欲しい。

(山下会長)

現行制度では、国が決定しているから、市が単独では決められないのが現状なのでしょう。

(山下会長)

議題(2)「諮問事項」については原案どおり承認したいが、異議はないか。

《委員一同、異議なしと承認》

(山下会長)

議題(2)「諮問事項 平成24年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)」については、原案どおり承認することに決定した。承認いただいた諮問事項については、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申することになっているが、答申文については発言内容も踏まえ、私のほうで調整してよろしいか。

《委員一同、異議なし》

市長への答申は、私の方で行いたいと思うが、一任いただけるか。

《委員一同、異議なし》

協議の結果、議題(1)(2)については、いずれも承認された。

なお、議題(2)諮問事項については、後日、同協議会から市長に対し答申される予定である。

(会長)

事務局から何かないか。

(会長)

ないようなので、これをもって閉会とする。